

平成 18 年 5 月号

服部社会保険労務士事務所
労働保険事務組合服部労務管理センター
服部行政書士事務所



服部事務所便り

ご連絡先：〒683 - 0003 米子市皆生 5 - 5 - 5
電 話：0859 -33 -8594 F A X：0859 -33 -8775
e - m a i l：hattori@sea.chukai.ne.jp
<http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

労働保険料年度更新について ご協力ありがとうございます

労働保険の確定・概算保険料業務につきましては、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

おかげさまで順調に作業がすすんでおります。

4月24日の週には「労働保険料納入通知書」「労働保険料口座振替のお知らせ」が届きますので、労働保険料納付のご予定をお願いいたします。

行政書士業務を開始しました

サービスを充実すべく、本年3月より行政書士業務を開始しました。建設業許可申請等各種申請、各種書類作成など、皆様のお役に立てるよういっそう努力いたします。どうぞご相談下さい。

高額療養費の 申告漏れ防止のため 通知サービス開始

高額療養費制度の内容

「高額療養費制度」は、1カ月以内に同じ医療機関等に支払った医療費が自己負担の上限額を超えた場合、超えた分が高額療養費として後から払い戻される制度です。上限額は年齢や所得に応じてそれぞれ異なっており、一般的な所得の70歳未満の人の場合、「72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%」が上限額となり、これを超えた額が請求により払い戻されます。還付申請の期限は2年間です。

還付申請の状況

社会保険庁は、高額療養費制度を利用できるケースが、2003年度で約179万件あったとみていますが、同庁が運営する政府管掌健康保険(中小企業の会社員ら約3,600万人が加入している)の加入者の中に



は、制度自体を知らない人も多く、実際に制度を利用し還付を受けた加入者は 110 万件で、約 69 万件は還付申請がなされませんでした。

還付申請が可能なことを通知する新サービス

申請漏れを防止するため、同庁は 2006 年 4 月から、高額療養費の還付申請できることを対象者に通知するサービスを始めました。高額療養費制度を解説したパンフレットとともに、該当する加入者に「申請案内」を送付するものです。これまで社会保険事務所ごとの対応が異なっていたため、社会保険庁の事業運営評議会は、対象者へ通知するか否かの対応の統一を求めています。

健康保険組合や公務員の共済組合ではすでに、申請しなくても還付されるシステムが導入されています。

今後は還付申請自体が不要に

また、2007 年 4 月を目処に、還付申請が不要になるとされています。医療機関の窓口で上限額まで支払えば済むようになり、これにより患者の負担は大幅に軽減されます。ただし引き続き申請が必要なケースとして、複数の医療機関で受診している場合や、介護保険を併用している場合があります。



健康保険・厚生年金保険の 報酬支払基礎日数が 変更されます

平成 18 年 7 月 1 日から
健康保険・厚生年金保険の報酬支払の基礎となる日数が、平成 18 年 7 月 1 日より、「20

日以上」から「17 日以上」に変わります。

平成 18 年度以降の定時決定は？

平成 18 年度以降の定時決定（算定基礎届）については、4 月・5 月・6 月の報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満の月がある場合には、その月を除いて決定されます。

平成 18 年 7 月以降の随時改定は？

平成 18 年 7 月以降に行われる随時改定（月額変更届）については、昇（降）給等により固定的賃金の変動のあった月以降（平成 18 年 4 月以降）継続した 3 カ月間のいずれの月も報酬支

払の基礎となった日数が 17 日以上必要となります。

用語の解説

「報酬支払基礎日数」

報酬の額を決定するときその計算の基礎となった

日数のことです。だいたい、月給制の場合は暦日数になり、時給制や日給制の場合は出勤日数になります。

「定時決定」

原則として毎年 7 月 1 日現在被保険者資格を有する人について、その年の 9 月からの標準報酬月額（保険料算出の基準となるもの）を決定することで、4 月・5 月・6 月に受けた報酬額とその報酬支払基礎日数をもとに決定されます。（「被保険者報酬月額算定基礎届」によります）

「随時改定」

固定的賃金の変動または給与体系の変更により報酬がすでに決定されている標準報酬月額と比較して著しく高低が生じたときに改定が行われます。（「被保険者報酬月額変更届」によります）